

ソフィア・ガーデンズ川崎 修繕専門委員会運営細則

令和4年4月1日

目次

| | |
|----------|---|
| 第1条（総則） | 2 |
| 第2条（名称） | 2 |
| 第3条（目的） | 2 |
| 第4条（委員） | 2 |
| 第5条（役員） | 2 |
| 第6条（任期） | 2 |
| 第7条（委員会） | 2 |
| 第8条（諮問） | 2 |
| 第9条（経費） | 3 |
| 附則 | 3 |
| 第1条 | 3 |
| 第2条 | 3 |

ソフィア・ガーデンズ川崎 管理組合

改定履歴

- 常設修繕専門委員会の設立による修繕専門委員会細則制定 第20期 通常総会

第1条（総則）

この細則は、ソフィア・ガーデンズ川崎マンション管理組合規約第55条の規定に基づき理事会を補佐し助言する諮問機関の必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（名称）

諮問機関は、ソフィア・ガーデンズ川崎マンション管理組合修繕専門委員会（以下「委員会」と称する。）

第3条（目的）

委員会は、単年度で交代する理事会を補佐することを目的とし、長期的な活動で長期修繕計画の作成見直し、大規模修繕工事、日常修繕工事事項について調査協議し、また各階の要望事項を集約、整理して理事会に報告する。

第4条（委員）

委員会の委員は修繕専門委員（以下「委員」といいます。）と称し、立候補者のうち総会で承認を受けた者により構成する。

第5条（役員）

委員会に次の役員をおくものとする。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により決定する。

第6条（任期）

委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員は理事との兼任を妨げないものとする。

第7条（委員会）

委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 前項により招集された会議に理事長の指名する理事を加えることができるものとする。
- 3 委員長が必要と認める場合には、委員外の参加者を委員会に招き、助言や指導、他の援助を求めることができる。
- 4 委員会で検討した事項については、全てを理事会で公開することを原則とする。
- 5 組合員の傍聴は原則として認めるものとする。

第8条（諮問）

委員会は、第3条の目的を達成するため、次の諮問を行うものとする。

- (1) 管理対象物の調査・診断に関すること。
- (2) 工事範囲、工事仕様、工法、工事費及び見積り等の適否について。
- (3) 工事発注方式、施工業者等の選定に関すること。
- (4) 工事内容について施工業者との打合せに関すること。
- (5) 工事竣工検査に関すること。
- (6) 瑕疵補修工事の点検確認並びに交渉等に関すること。

- (7) 理事会から要請があった場合は、これを調査し理事会に報告すること。
- (8) 外部の専門家招聘に関するここと。
- (9) その他理事会から諮問された事項、各階の要望に関するここと。

第9条（経費）

委員会の運営に必要な経費は、管理組合が負担するものとし管理会計から支出する。

附則

第1条

規約並びに本細則に定めのない事項は理事会の決定によるものとする。

第2条

この細則は、平成31年4月1日から施行するものとする。